

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

- 平成14年度に評価結果を取りまとめた「地域輸入促進に関する政策評価」及び「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」について、次のとおり、評価の結果の政策への反映が図られました（平成16年3月末現在）。

○ **地域輸入促進に関する政策評価（総合性確保評価）**

（平成15年1月28日公表）

〔関係行政機関〕 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
○ 評価の観点 輸入促進地域において関係行政機関が講じている政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施 ○ 評価の結果及び意見 輸入の効果的促進が期待できる港湾・空港は、ほぼ輸入促進地域（「FAZ地域」）として同意されており、また、今後新たに輸入促進基盤施設（「FAZ施設」）の整備が行われても、それが十分な事業者の集積をもたらすことが必ずしも期待できる状況にはないこと等から、 ① 新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意については、慎重に対応すること ② 既存地域に係る新たな輸入促進基盤施設の整備への支援については、その効果が明らかに認められるものに限定することを課題として指摘	前述の同意又は支援に係る関係行政機関においては、評価結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。 ・ 評価書の送付（平成15年1月）以降、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成4年法律第22号）に基づく新たなFAZ地域の設定に係る主務大臣の同意及び既存地域に係る新たなFAZ施設の整備への支援については、行っていない。また、原則として、今後もこれを行わないこととしている。

○ **容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価（総合性確保評価）**

（平成15年1月28日公表）

〔関係行政機関〕 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

政策の評価の結果の概要	政策の評価の結果の政策への反映状況
○ 評価の観点 関係行政機関により総合的に推進することとされている容器包装リサイクル政策が、その趣旨に沿って実施されることにより所期の効果を上げているかについて、一括して、全体として評価を実施	関係行政機関においては、評価結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。 ○ リターナブル容器の普及について ・ リターナブルびんの利用促進を幅広く事業者や消費者に呼びかけるため、ポスターを作成し、業者の店頭、公共施設等に提示を依頼

○ 評価の結果及び意見

法の施行前に比べ、容器包装廃棄物の排出量は減少している一方、その再生資源としての利用量は増加しており、本政策の実施に伴う関係行政機関による総合的な取組は一定の効果を発現しているものと評価

なお、①リターナブル容器（繰り返し使用が可能な容器）の出荷量の減少等に対応し、リターナブル容器の環境面でのメリットを明らかにし、それを消費者に示すこと、②再商品化により得られた物の用途の拡大については、技術開発等により、価格、品質面の改善を図り、あるいは、一般消費者向け以外の製品の用途を開拓していくことを課題として指摘

- ・ 酒類容器のリサイクル推進とリターナブルびんの積極的利用を呼びかけるため、キャンペーンテーマの一つに「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」を掲げ、広報活動を実施
- ・ リターナブル容器の回収に積極的に取り組むよう研修を通じて酒類小売業者に対し指導を実施
- ・ 容器包装リサイクル法普及定着推進事業（平成 13 年度から実施）を平成 16 年度に拡充してリターナブル容器等普及促進事業を新たに追加し、普及・啓発に努力
- ・ 飲料容器を対象とした LCA（ライフサイクル・アセスメント）基礎調査（平成 14 年度から 3 か年計画で実施）の中でリターナブル容器の環境負荷等について分析を実施

○ 再商品化により得られた物の用途拡大について

- ・ 廃ガラス等の市場化開発調査（平成 15 年度）、電炉技術を用いたプラスチックの複合リサイクル技術開発（平成 14 年度～16 年度）等を実施し、再商品化により得られた物の用途拡大のための検討を実施
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、新たな製品の対象品目への追加、国等の機関による率先した物品調達を推進

○ 容器包装廃棄物の分別収集については、市町村に対する施設整備費補助を実施し、その結果、分別収集実施市町村が増加

○ 市町村による容器包装廃棄物に係る分別収集費用、排出量等のデータの体系的かつ継続的把握については、「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査及び効果検証に関する事業」（平成 13 年度から 3 か年計画）において実施（平成 15 年度調査結果は、16 年 6 月に公表予定）

○ また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）の施行後 10 年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、平成 17 年度に関係行政機関において評価・検討を実施

（注） 1 「[関係行政機関]」は、総務省が、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 16 条第 2 項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
2 「[関係行政機関]」の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。